

令和6年度 佐久市地域防災マップ作成業務

仕様書

総務部 危機管理課

I 一般事項

1 業務目的

令和元年東日本台風の被災を受け、地域における避難行動・防災活動体制が再び見直されていることを契機に、地域住民の主体性を促しながら地域で起きた浸水や通行不能箇所などの地域で把握している過去の災害情報を「地域防災マップ」として取りまとめ、地域の防災上の災害リスクを可視化し、今後、起こりうる災害に備えるとともに、その過程で、地域において防災に必要な知識を習得する機会を創出することで、「防災意識の高揚」並びに「地域防災力の向上」を図る業務である。

2 履行範囲

本業務の履行範囲は、仕様書に基づく業務全般、検査及び納品までの諸手続とする。本業務実施に伴う関係各所との連絡及び打合わせについても、本業務の履行範囲に含むものとする。

3 業務内容

業務内容は、発注者が指示するものの他、Ⅱ特記事項に定めるものとする。

4 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和7年2月14日（金）までとする。

5 準拠する法令等

本業務は、契約書、本仕様書のほか、以下に示す関係法令等に準拠する。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 河川法
- (4) 土砂災害防止法
- (5) 気象業務法
- (6) 消防法
- (7) 測量法
- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (9) 長野県地域防災計画・水防計画
- (10) 佐久市地域防災計画・水防計画
- (11) 水害ハザードマップ作成の手引き：国土交通省
- (12) 避難情報に関するガイドライン：内閣府
- (13) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針：内閣府
- (14) その他関係法令等

6 契約締結に関わる提出書類

受注者は、本業務の実施に先立ち、以下の書類を発注者に提出し、承認を得ること。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 主任技術者届
- (5) 現場代理人届
- (6) 従事技術者の証明書（控）などの書類
- (7) その他発注者が必要とする書類

7 検査・完了

(1) 本業務完了後、以下の書類を提出し、完了検査を受ける。

- ア 業務完了届
- イ 成果品
- ウ その他発注者が必要と認める書類

(2) 完了検査の結果、修正が必要な場合は速やかに行う。

(3) 受注者の過失または、粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、発注者の指示により、受注者の責任において修正・補足し、これに要する経費は受注者の負担とする。

8 成果品の帰属

本業務において作成された成果品、資料等に係る諸権利はすべて発注者に帰属し、発注者の許可なく使用してはならない。

9 損害賠償

本業務の実施中に生じた諸事故及び第三者より損害を受け又は与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従う。また、損害賠償の責任は受注者が負う。

10 疑義

本業務の仕様書について疑義が生じた場合、あるいは本仕様書に明示がない事項については、その都度、発注者と受注者は協議を行い、発注者の指示を受けなければならない。

Ⅱ 特記事項

1 業務概要

業務項目は、次のとおりとする。

- (1) 企画・準備
- (2) 地域別マップ原案の作成
- (3) ワークショップ説明資料等作成
- (4) ワークショップの実施・運営
- (5) ワークショップ等実施記録まとめ
- (6) 地域別防災マップのデータ作成
- (7) 報告書作成
- (8) 打合せ協議

2 事業箇所 別紙〔作成地域一覧表参照〕

3 資料提供

受注者は、本業務を遂行するにあたり、発注者が選定する、令和元年東日本台風の被害のあった地域を中心とした、水害等による災害のリスクが予想される7地域について、必要と考えられる以下の資料を提供します。

- (1) 佐久市地域防災計画
- (2) 佐久市防災マップ
- (3) 佐久市洪水ハザードマップ
- (4) 佐久市内の他地域の地域防災マップ
- (5) 佐久市令和元年東日本台風（台風第19号）災害対応報告書
- (6) その他必要な関係書類

4 企画・準備

受注者は、本業務を遂行するにあたり、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務計画書を作成する。

5 地域別マップ原案の作成

(1) 防災コーディネーターとの連携

本業務を実施にあたって、地域の防災に関する専門的な知識を持ち、地域の特性に精通する有識者（以下 防災コーディネーター）が加わることにより、より正確かつ実践的な情報を収集し、地域住民の安全の確保につながることから、受注者は、対象地域ごと発注者が選出する防災コーディネーターを雇用し、現地調査、ワークショップ、地域防災マップの作成等の業務に積極的に参加させること。

雇用形態、報酬額、契約の締結などについては受注者と防災コーディネーターの間で取り決めるものとする。

なお、防災コーディネーターへの報酬に関する費用に対しては受注者の負担とする。

(2) 現地調査 7回（各地域1回×7地域）

各地域の住民や消防団などと必要に応じて連携し、地域で把握している過去の災害情報や地域の特性などを把握するため、地域ごと現地調査を行い、地域の特性や想定される災害、住宅の立地など、基礎的なデータを分析・整理すること。

受注者は、現地調査の結果を地図に書込み、ワークショップ等で活用すること。

地図の作成にあたっては地域ごとの状況を考慮する必要があるため、その作成範囲、縮尺、サイズ、作成枚数等について発注者と協議すること。

6 ワークショップ説明資料等作成

受注者は、収集した資料や防災コーディネーターとの連携による地域の特性情報および現地調査を基に、地域住民に分かり易く伝わるように説明資料等を発注者と協議・検討し作成を行うこと。

7 ワークショップの実施・運営

(1) ワークショップの開催（計画、運営） 14回以上（各地域2回×7地域）

各地域における取り組み意識を高め、地域防災への機運の醸成のために必要なワークショップ等を計画・実施する。

また、ワークショップでは、「地域防災マップ」の作成方法、活用方法などを解説・説明し、地域の住民自らが主体となって意見を出し合えるような内容とし、過去の災害情報などの掘り起こしを行うこと。

なお、ワークショップの内容については次のとおりとする。

ア ワークショップの開催は各地域2回開催するものとするが、必要に応じてそれ以上のワークショップを適宜開催できるものとする。

イ ワークショップの概要については以下のとおり

(ア) 住民や、消防団からの過去の災害情報の掘り起こし

(イ) 地域の地図への防災情報の書き込み

(ウ) 参加者への防災に関する基礎講座、地域防災マップの解説

(エ) 地域防災マップを活用した実践演習、学習会の実施

(オ) 地域防災マップを活用した地域防災訓練等の実施に係る助言

(2) ワークショップの内容構成や進行時間配分、進行手順や手法、配布資料などの企画

(3) ワークショップの実施・進行に必要な資料・必要備品の準備・人員の配置

(4) 各ワークショップ等において集約した過去の災害等の情報の整理・分析

8 ワークショップ等の実施記録まとめ

地域防災マップに表記する内容については、各地域の現地状況が異なることから、防災コーディネーター及び発注者との調整作業を随時行うこととする。

(1) 地域防災マップの仕様の検討

マップの仕様検討にあたっては、ワークショップ等の内容を踏まえ、範囲、縮尺、サイズ等をワークショップの参加者、発注者などと協議し作成すること。

なお、地域ごと区や集落の配置が異なることから、一地域当たり作成する地域防災マップが複数種類・複数枚となることに留意すること。

(2) 掲載する個人情報

個人を特定できる情報については、成果品が市 HP など公開されることも踏まえ参加区及び本人に承諾を得る必要があることから各区などとの協議を行い、作成時・印刷時において表示内容を変えることも視野におくこと。

9 地域別防災マップのデータ作成

地域防災マップ印刷用データを作成し、また対象地域の各区等へ紙媒体にて配布すること。

なお、印刷仕様については、以下のとおりを想定する。

(1) 印刷仕様：フルカラー

(2) 印刷枚数：作成した各区に配布する枚数及び、市に成果品として提出する各地域分の一式

(3) 紙質等：受注者が提案するものとする

紙質等については長期間使用することを想定したものとし、発注者と協議により決定すること。

10 報告書作成

地域防災マップ作成までの、経緯（防災コーディネーターやワークショップ等での意見や情報）について、わかりやすく取りまとめ報告書を作成すること。

また、それらの内容を電子データとして取りまとめ、CD-R 等の電子媒体を作成すること。

11 打合せ協議

打合せは、着手時、成果品納入時の計2回とし、打合せ内容を記録し打合わせ記録簿を提出すること。

なお、新たな業務が発生しない限り、打合せ協議は変更の対象としないので、電子メール等を用いて効率的な説明が出来る様にすること。

1.2 成果品の提出

成果品は以下のとおりとする。

- (1) 報告書：紙媒体1式、電子データ1部（Word、Excel、PDF）
- (2) 地域防災マップ：（紙媒体1式、（市提出用、及び各区配布分）、
電子データ1部（PDF、P21）
- (3) 提出先：佐久市 危機管理課
- (4) 納期限：令和7年2月14日（金）

1.3 積算について

業務価格は、それぞれ1万円止めとする。

変更設計書の算定は以下のとおりとする。

変更請負額＝（当初請負額／当初設計額）×（発注者が積算した変更設計額）

ただし、税抜き変更請負額は、千円以下切り捨てとする。

1.4 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症などの感染防止対策を徹底すること。
- (2) ワークショップ等の実施にあたっては、マイボトル持参による活動参加を推進するなど、ゼロカーボンに向けたプラスワンアクションの取組について実践すること。
- (3) 各区への通知などの広報媒体や、成果品には「長野県地域発元気づくり支援金活用事業」の表示を行うこと。
- (4) ワークショップ等の開催が所定の回数実施することが困難と認められるときは発注者と協議のうえ、地域からの防災情報の収集や地域への防災意識の高揚を図る取組をもってワークショップの開催に換えるものとする。

【別紙】令和6年度 佐久市地域防災マップ作成事業 作成地域一覧表

NO	地域名	区名	隣接する河川	土砂災害警戒区域
1	①岸野	沓沢	宮川	○
2		平井	堂ノ入川・石突川	○
3		竹田	中沢川	○
4		糠尾	中沢川	○
5		日向	中沢川	○
6		熊久保		○
7	②本牧	御桐谷町	布施川	
8		吹上町	布施川	
9		長坂・城下	鹿曲川	○
10		本町・上本町	鹿曲川	○
11		八千代町	鹿曲川	○
12		西町・県町	鹿曲川	○
13	③布施-1	百沢	布施川	○
14		牧布施	布施川	○
15		入布施	布施川	○
16		式部	布施川	○
17	④布施-2	抜井	布施川	○
18		中居	布施川	○
19		雁村	布施川	○
20		大木	布施川	○
21	⑤春日-1	下之宮	鹿曲川	○
22		善郷寺	鹿曲川	○
23		高橋	鹿曲川	○
24		北春	鹿曲川	○
25		上新	細小路川	○
26		金井	細小路川	○
27		堀端		○
28		大西	鹿曲川	○
29	⑥春日-2	竹之城	鹿曲川	○
30		新田	鹿曲川	○
31		湯沢	鹿曲川	○
32		新町	細小路川	○
33		宮之入	細小路川	○
34		三明	細小路川	○
35		茂沢		○
36		入新町	細小路川	○
37		岩下	細小路川	○
38		入片倉	細小路川	○
39	⑦協和	小平		○
40		三井	三井川	○